一宮市地域福祉計画策定委員会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市地域福祉計画策定委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付票(別記様式) に自署し、会議開始の10分前までに提出しなければならない。なお、傍聴の受付の開 始時刻は、会議開始30分前とする。

(傍聴人の定員及び決定)

- 第3条 傍聴人の定員は、5人とする。
- 2 傍聴は、先着順に受け付ける。ただし、傍聴の受付開始時刻に傍聴希望者が定員を超える場合は抽選により決定する。

(傍聴することができない者)

- 第4条 次に該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
 - (2) ビラ、プラカード、旗、のぼり、拡声器その他威勢を見せるおそれのある物を所持している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれがあると会長が認めた者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
 - (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わない ときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 会議を非公開とする決定があったときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

一宮市地域福祉計画策定委員会 傍聴人受付票

年 月 日

傍 聴 人 住 所	傍 聴 人 氏 名

※本受付票に、傍聴を希望する方の住所・氏名をご記入の上、ご提出ください。

※傍聴に関しては、別紙の規程を遵守してください。

傍聴整理券 No.

会議名称	
日 時	
場所	

※傍聴にあたっては委員長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

- (1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
- (4) 写真撮影、録音及び録画をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。